声をあげる、立ち上がる市民

# 自由と人権 通信

liberty＆human rights NEWS

「自由と人権」HP

NO.39（2024.2.16）

編集・発行：「自由と人権」榎本（090-1884-5757）

ホームページ http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm

目次

① 岸上大作『意志表示』より　P1
② 『意志表示』にそえて　P2～3
③ 【本の紹介ー私的経験をふえまて一】『自分で考え判断する教育を求めて　「日の丸・君が代」をめぐるわたしの現場闘争史』　P3～8
④ 住民訴訟　P8～10
⑤ イスラエルと日本　P10～12
⑥ 後記　P12

意志表示せまり声なきこえを背にただ掌の中にマッチ擦るのみ

（Ⅰ意思表示・60年4月26日）

呼びかけにかかわりあらぬビラなべて汚れていたる私立大学

幅ひろく見せて連行さるる背がわれの解答もとめてやまぬ

装甲車かれらに向う壁として敷かれすなわちわれらの内部にも

もうひとつの壁は背後に組まれいて〈トロッキスト〉なる嫉視の烙印

すぐ風に飛ばされてしまう語彙にして拙さのみの記憶とならん

（Ⅱ　Y・Kに）

みすからも欺きえぬにシュプレヒコール写し稚き手よ憎まれていよ

地下鉄の切符に鋏いれられてまた確かめているその決意

（Ⅲ　5月13日・国会前）

前衛には遠き片の群れとして拍手をおくる一人一人の

言い切らんことばやさしくポケットの手に触れている太宰治全集

戦いて父が逝きたる日の祈りジグザクにあるを激しくさせる

そのひとりの理解ねがいて拙きをデモにあることの徒労と言わん

プラカード持ちしほてりを残す手に汝に伝えん受話器をつかむ

デモと解きし銀座に並べあう肩にもうひとつの意志表示といわん

弁解にむしろ激しき言葉ながら見抜かれているそのためらいも

岸上大作『意志表示』（「意思表示」「もうひとつの意志表示」より）

## 【『意志表示』にそえて】

表紙に掲載したものは今から60年以上前の（60年安保当時）の短歌である。そこにも書いたが、岸上大作『意志表示』から採取した。もちろんぼくが共存した時代ではない。歌の評価はともかく、心情的共有ができるものを選んだ。

岸上大作は夭折の歌人と言われ、21歳で亡くなっている。催眠剤とロープを使って自ら命を絶った。「ぼくのためのノート」とされた「遺書」には「失恋のはての自殺」だと書かれているが、当時の時代的、政治的な状況、その状況にかける主体性とは当然のこと無縁ではない。

『意志表示』の解説を吉本隆明が書いている。岸上は講演の依頼をきっかけにして何度か吉本と手紙のやり取りもし、自宅を訪ねてもいる。遺書の中でも吉本のことに触れている（そのために出版社から依頼されたものか否かは不明）。この「解説」はぼくにとって実にわかりやすいものだった。吉本の著わした「変な書物」（「解説」の中で吉本本人が述べている言葉）と比べればという意味において。

以下にその「解説」の一部を少し長いが引用する。

わたしの得た一応の結論はこうである。

〈書かれたもの〉を公開するかぎり、読んだ者から過剰に〈立ち入られ〉ても耐えるべきである。過剰な評価も、過少な評価も、感情的な評価も許容すべきである。いささかの弁解も、誤解を正すことも、すべきではない。なぜならば、〈書く〉という行為が、純粋に自己にたいする行為であれ、他者の注文に応じた行為であれ、書く者にとっては自足した行為であることにかわりはない。そこでは、書く者の世界が、よくもわるくも完結した世界を閉じている。しかし〈書かれたもの〉が公開されるのは、まったく別個のことで、書く者にとって余計な〈露出〉であることにかわりはない。この余計な〈露出〉が、たぶん、読む者に過剰な〈立ち入り〉や恣意的な評価を強いる根源ではないだろうか。そうだとすれば、どんな結末がふりかかっても、それをひき受けるべきではないか。

〈書く〉という行為と、それを公開するという行為のあいだで、完結される表現者の位相について、岸上大作の自殺は、わたしに最初の内省を強いたといっていい。だが、わたしの得た結論がどうであれ、おなじような出来事は、そのあとも幾度かつづいた。そして、わたしはその都度、無類の思いで耳をとぎすまさねばならなかった。

しかし、岸上大作のばあい、わたしには救いがあった。かれの〈死〉のなかに、かりにわたしの〈書かれたもの〉が介在していたにしても、かれは歌人として、優にその存在を主張するだけの力量をもっている。かれとわたしとの接点がどんなに重く速やかだったと想定しても、かれはじぶんの軌道をそのまま〈自死〉までたどっていった、といってよかったからである。

わたしが自殺者の近親者からうけた非難は、いつも〈おまえの書いた変な書物を よまずに、まともに学業にはげんでいれば、こうはならなかったものを〉というパターンをもっていた。

だが岸上大作の近親者からは、おそらく、そういう非難をきくことはあるまい。それに〈遺書〉のなかで、じゅうぶん、わたしの著書に復讐している。

呼びかけにかかわりあらぬビラなべて汚れていたる私立大学（「意志表示」）

美化されて長き歌の列に訣別のうたひとりしてきかねばならぬ（「しゅうたつ」）

欺きてする弁解にその品騒を証したる夜の悔ひらしめよ（「しゅうたつ」）

---

ここまで縦書きにしてきたが、表紙を除けば右の短歌があったためである。本項以下は横書きに戻す。

最後に啄木を模して井上大作の自死に供える。

悲しきは

死に損なうを恐れいて

重ねてかけし自死の手続き

【本の紹介ー私的経験をふえまて一】

## 『自分で考え判断する教育を求めて 「日の丸・君が代」をめぐるわたしの現場闘争史』（影書房）根津公子 著

**◆子どもの頃のこと**

最近ふと小さい頃のある出来事をことが心によみがえった。小学生の高学年だったか、中学に入ったばかりのころだったか覚えていないがこんなことがあった。

友だちといっしょの下校途中、ぼくらより高学年の男の生徒に待ち伏せされて脅された。彼に付き従っていた小学低学年くらいの子を指して、こいつを殴れば許してやるみたいなことを言われた。その子を殴れば、それを理由にぼくがこっぴどく殴られることが分かっていたので、黙ってそのまま立ち尽くし続けた。あまりに理不尽な要求だった。

しかし、同行していた友だちはそれならと前に出た。年下の子どもは一瞬怯えたが、結局その友だちは高学年の男から殴られる羽目になった。

そのあとぼくら２人はどうしたのか記憶にないが、口も利かずに帰路をたどったことだろう。

歳をとったからだとも思うし、体調がよくないからかもしれないとも思うが、こんなことを思い出したのにはきっかけがある。根津公子さんという人の書いた『自分で考え判断する教育を求めて』（影書房）を読んでいたからだ。

**◆屈せぬ闘い**

おそらく知っている方も多いのではないだろうか。日の丸・君が代に反対して処分を受け続け、ついには免職かというところまで追い込まれたが、屈せず闘い続け、市民や保護者、生徒、卒業生の支援もあってクビにはならずに済んだ。中学校家庭科の教諭であり、退職時には特別支援学校にも勤めた（強制異動させられた）。

教育現場は理不尽なことがまかり通り、教員は触らぬ神に祟りなしの体で、見ざる言わざる聞かざるを決め込む傾向が強くなった。

そんな中で自分の信念に従って行動することがどれほどきついことか、それでも人の誠実さを信じ話し合いを求め行動する。誰にでもできることではない。

根津さんは停職になっても、そのたびに前任校や転勤させられた転任先の校門前まで行って子どもたちや保護者に挨拶をし、声をかけチラシを配って不当な処分と自分のことを伝えている。

無視して通り過ぎるおとなや子どもも多いなかで、挨拶を返し、声をかけてくれる人たちも少なくはない。時には励まし、心配してくれる子どもや保護者もいる。

もちろんあからさまに反発し、「公務員なら上司の命令に従うべきだ」と声を荒げる人もいる。しかし根津さんはあくまでも冷静にこれに対応し、話し合いを続ける。

全てがというわけではないだろうが、中には心和らげ、対話が成立するようなときもある。これにはこちらが励まされる。

管理職は校内に入ることは許さない。教育委員会の指示か、本人の意志なのかは不明だが、停職とはいえ同校の職員であるにもかかわらずだ。卑劣というよりは情けないふるまいだ。

校長・教頭（今は副校長）とはいえ教員だ。そのような者たちが、校内では子どもたちに人の道を説き、弱いものには優しく接するよう事例を示して指導する。

**◆過酷な研修と狙い撃ち**

これは根津さんのことのみに限らないが、都教委の再発防止のための研修や人事異動を利用した攻撃は、日の丸・君が代強制に従わない教員を辞めさせることのみを意図したとしか思えないほど執拗で過酷だ。

とりわけ根津さんが受けさせられた「専門研修」は、地下のかび臭い部屋で何度も何度も同じことを訊かれ、指導主事が納得できる答えを得られるまで繰り返し嫌がらせのような暴言や威嚇のような言葉が浴びせられた（「服務事故再発防止研修という名の『懲罰』」より）という。もちろん根津さんは屈しないが、これは指導でも研修でもない。警察による尋問、または軍隊の懲罰だ。

強制異動も 1 年ごとが狙われている。校長を利用して翌年の人事構想から外させ翌年まで学校にいられないようにする。

民間であればこれは明らかな不当労働行為で憲法第 28 条違反だが、公務員には労働権の制限がある。人事委員会審理などでお茶を濁して済ましている。しかしこんなことは世界では通用しない異常な事態だ。

東京都の場合、そもそも教育現場が異常だ。職員会議での採決を禁止したり、職務命令で自主・自発的な行動を抑え込んでいる。学校には自由も人権もない。

根津さんの闘いは自由と人権を取り戻そうとする闘いといっていい。本書のタイトル「自分で考え行動する教育を求めて」とは児童・生徒にばかりでなく、同僚にも向けられていると考えねばならない。

**◆旗と歌と天皇と**

ぼくも根津さんほど誠実ではないが、日の丸・君が代被処分教員である。

根津さんと、また他の大多数の抵抗している教員と違うのは、ぼくの場合、もっぱら自分の確信と感覚的な拒否感からこれに従わなかっただけだ。児童・生徒のことを考えて、あるいは教育上の信念から日の丸・君が代強制に反対していたわけではない（それが全く無かったとは言えないが、少なくとも主要な動機ではなかった）。

日の丸は無論だが、旗一般（とりわけ国旗）を集団の象徴として、しかも強制して崇め奉ることに対する拒否感があった。とはいえ、（日の丸・君が代ではないが）象徴としての旗や歌に自分が陶酔した経験がないかと問われれば、否定しきれないのも事実である。

歌自体はさまざまな解釈が成り立つだろうが、君が代に関して言えば、天皇の御代が永遠に続くことを願う歌として多くの人たちが受け止めている事実があり、また、アジア太平洋戦争でそのようなものとして利用されてきた

歴史もある。そんなものを口に出して歌いたくも、挙措としても従いたくはない。

そもそも天皇の存在そのものが肯定できない。差別の象徴だからという解釈も成り立つが、そこまで考えずとも、象徴という意味でいえば天皇も旗も変わりなく否定すべき対象である（だからあえて言えば、ぼくは憲法第 1 条から 8 条まで不要論者の改憲派である）。職務命令で従え（形だけでも倣え）と言われても簡単にはなびけない。

こう書くとずいぶん徹底した日の丸・君が代拒否者だと受け取られかねないが、ぼく自身は日和見がちで優柔不断な人間ではある。

**◆銃の引き金を引いたか**

養護学校（今では「特別支援学校」という）在職中、しかも組合がそれなりに力を持っていたころには、仲間の面々と一緒になって学校現場への日の丸・君が代（当初は主に旗だけ）導入に反対していた。それが自分の価値観と一致していたし、職員会議での自由な討議がなされていて、管理職もこれに強硬にこだわるということもなかった。管理職（都教委）がこだわりを見せ（政治的に動き出し）始めたのが 1990 年代中頃以降のはなしで、それ以前は日の丸・君が代そのものがない卒・入学式が当たり前だった。

1980 年代末、ぼくは初任の知的障害児の養護学校から病院内にある分教室（病弱児養護学校所属の分教室）に異動した。1990 年代末、その分教室で管理職が職員会議での決定を無視して壇上に三脚で日の丸を飾ったことが、個人的な日の丸・君が代体験の始まりだったように思う。

もしその役割が自分にふられたら拒否しただろうが、その時は日の丸を片付けてしまうという直接的な抗議行動にまで及ばなかった。

根津さんはこの本のなかで、君が代斉唱時に一時的にとはいえ起立した自分のことを「（銃の）引き金をひかなくてよかった」と述べている（「2004 年度　立川 2 中卒業式では」）。これに倣って言えば、仲間の兵隊が敵を銃で撃つことまでは止めなくとも、自分で引き金を引くことまではしなかったということになる。

**◆政治の嵐が吹き始める**

2000 年に別の病院内の分教室（肢体不自由児の養護学校の分教室）へ異動した。ここは重度の障害がある子どもたちが入院している病棟があり、半数ぐらいの子は院内にある分教室にも通っていた。ぼくは主にベットサイドで学習する子どもたちを受け持った。

1999 年には小渕政権によって国旗国歌法が成立させられた。国会答弁で小渕総理は「義務付けはない」と明言した。さらに 2006 年には安倍政権によって教育基本法が改悪された。2000 年前後はそんな時代だった。

東京都では、石原都政のもと悪名高い 2003 年の 10.23 通達が出された。2000 年代後半には学校での日の丸・君が代導入がさらに進んだ。主戦場は旗（日の丸掲揚）から歌（君が代斉唱、実質的には起立するかしないかに移っていた。

組合としては日の丸・君が代に反対こそしていたが、不起立で抵抗することまでは方針に盛り込まれなかった。つまり不起立を貫く組合員を思想的にも経済的にも支援することはなかったのである。その意味では統率に従わないものとして「切り捨て」ていたといってよい。

組合が直接的反対行動から一斉に撤収していく中で、それまでの姿勢を保ち続ける（立たない）者たちは、浜辺に取り残された貝殻のように、管理職に体現される権力の餌食になっていった。

気がつけば自分もその貝殻のひとつだった。卒業式のリハーサル（本番ではない）の場で、組合の分会役員が「日の丸・君が代の強制に反対します」とアリバイ工作のように抗議する姿を空しく聞いていた。

**◆風圧の違い**

分教室には教頭のみで校長はおらず、はたもうたも初めのころは本校ほどには徹底したものではなかった。しかし本校の卒業式では君が代斉唱はすでに既成事実化していたようだ。

こんなことがあった。ぼくが分教室で受け持ったことがある生徒が本校に転校し、卒業生として式に出るというので、分教室の教員何人かと参列することにした。「国歌斉唱」では分教室の同僚も含め、一同が起立する中でひとり座っていた。事後、本校と分教室の教頭に呼ばれ事情を聴かれたが、そのころはまだそれだけだった。それだけだったのにほぼ全員が立ったのには驚いた。

そのあと、分教室にも日の丸・君が代強制が強まってきた。

先にも述べたとおり、ぼくはベットサイドで学習を受ける（「ベットサイド学習」といっていた）重度の子どもたちの担当だった。その担当であることで、卒業・入学式に出ることをパスできたり、「国歌斉唱」が終わったころに参列することになったりして、強制を回避できた（「パス」や「回避」と表現をすることが、ぼくの日の丸・君が代拒否が子どもたちや教育自体を考えたものではなく、自己的な動機によるものということを示している、という自覚はある）。

その何年かあとの分教室での式で立たず、本校の校長・教頭から呼ばれて事情聴取されたことはあるが、その時も処分には至らなかった。

ただし正直に言えば、たった一度だけ流れに逆らいきれず立ち上がってしまったことがある。「同調圧力に屈した」といえばそれまでだが、その時は酷く後悔した。流れに従うことが楽であること、その後のトラブル（管理職からの事情聴取）が面倒だったので立ち上がってしまったに過ぎないが、事後の後悔と引き比べれば、後者の方がよほど深かった。

ずっと後のはなしだが、やはり全体のしぐさに従ってしまったことがあと一度だけある。これは学校外のはなしなのでここでは触れない。

◆「ジェンダー」

日の丸・君が代問題からは外れるが、この頃のことで、後悔と共に心に焼き付いていることがある。

ある時朝会で教頭が唐突にこんなことを言いだした。「今後は混乱を避ける意味で、教育の場でジェンダーという言葉を使わないように」〝なんなんだ、これは、言論統制、表現の自由の侵害ではないか！〟というのは後で思ったこと。その時はあまりの違和感から、そこにいた教員の誰ひとり、反論も質問もいっさいなかった。組合員もそうだし、自分もそのひとりだった。

どうも都教委からの通達があったようで、それを朝会の場で伝えたということらしいのだが、こんな時に瞬間的に反対の声をあげられなかったことが今でも心残りだ。

後から分かったことだが、これは 2004 年 4 月 22 日の都教委定例会での発言を受けて、同年 8 月 26 日に都教委が「ジェンダーフリー」不使用の通達を出したことによるものだった。

ちなみにこれは、七尾養護学校の性教育への弾圧などをはじめとした右派陣営（の都議会議員等）による一連の教育への政治介入であり、バックラッシュなどとよばれている。「『性教育・ジェンダーへのバックラッシュ』年表」という興味深い資料が民主教育研究所から出されている。右にその QR コードを示すので参考にされたい。

性教育・ジェンダーへのバックラッシュ年表

七尾養護学校の性教育への不当介入は被害を受けた教員たちによって提訴され、2008 年に都教委の裁量権の乱用が認められ、また 2009 年に都議 3 名らに対する賠償請求も認められて原告勝訴となっている（Wikipedia より）。

◆最後の３年間

強制異動の期間が短くなり、定年退職３年前でもそれは容赦なかった。別の肢体不自由児の養護学校（途中から特別支援学校と名称が変わる）に転勤させられた。今度は「本校」だ。

転勤以前から心不全状態が悪化していたが、転勤後、心臓の手術のため１年間病気休職することになった。その後、定年退職の 2010 年まで、あわせて３年間同校に在職したことになる。

日の丸・君が代に関して言うと、08 の入学・卒業式、09 の入学・卒業式はすべて不起立、このころは職務命令が出され、逆らうものに対してはそのたびに訓告・戒告・減給・停職等の処分が発せられ、研修が繰り返された。この辺りのことは根津さんの本に書かれていることと同じだ。

ただし、ぼくの場合は訓告から始まって３ヶ月と６ヶ月月の減給まであり、停職には至らなかった。再雇用は希望したが、日の丸・君が代処分者を都教委が採用することはなかった。年金支給年限までの補償期間という意味合いもあった再雇用だったため、これを不服として裁判を起こした仲間もいた（結果的には不当敗訴だった）が、ぼくにはそこまでして教員でい続ける気もなかった。

◆「被処分者の会」との出会い

初めて処分されたときは、自分で裁判をやろうかとも考えた（代理人弁護士を立てない本人訴訟）。しかし、仕事をしながらではそれは無理と早々にあきらめ、「日の丸・君が代被処分者の会」に入った。

「被処分者の会」とは、養護学校（特別支援学校）と同じ都立校である高等学校の不起立・不伴奏で処分された教員が主な中心となって組織した会である。人事委員会審理や裁判経験も豊富なので、これに頼った。とはいえ、それほど積極的・主体的だったわけでもない。必要に応じて委員会審理や裁判の傍聴に出かけたり、意見陳述書を提出したり、原告団会議に出たり、都教委への抗議行動に参加したりする程度だった。事務局に入って中心的、積極的に活動したわけではない。

◆高校の教員との異同

高校の被処分者の方のはなしを聞くと、根津さんに対するのと同じ感慨を持った。彼らの多くは教育的な使命感から、または宗教的な信念から、あるいは歴史観・世界観から日の丸・君が代に反対する行動に出ている。これらの動機はそれぞれに独立したものではなく、重複し入り組んでいるのだが、そして自身にもその一端がないとは言えないのだが、ぼくのそれとはいささか異なる感触がある。

そのためか、彼らの悩みは深い。目の前の生徒に対する責任感から真剣に悩む、その末の拒否行動のようにも見えるのだ。

これに対し、ぼくの場合はそれほどの悩みはなくきわめて単純だ。彼らが教師であり、ぼくがそうではないという事実を示しているだけともいえるが、あくまでも自己の中で完結している。すでに述べたとおり、自己本位の行動であるといっていい。

あまり強調する必要もないことなのかもしれないが、自己覚えとして記しておく。

◆校門前「出勤」について

根津さんの場合は停職機関に前任校や転任校での校門前「出勤」が特出している。個人的に知らないだけかもしれないが、高校の場合はあまり聞かない。どちらかというと中学校や養護学校教員（根津さんはこのどちらにも在任した）による行動があったことは知っている（が、参加はしなかった）。

校門前出勤については少し気になることがある。根津さんの場合、詳しいことはわからない。ただしこんなふうには言える。集団で駆けつけてビラまきすることは抗議行動としては有効かもしれないが、子どもや保護者との対

話、ふれあいを求めるためであればあくまでも当事者個人、ひとりが行けばよい。その方がむしろ良いことに思える。集団でそれに臨むことは逆効果になる恐れさえある。げんに根津さんの子どもたちなどとの対話が成立したのも（この本を読む限りにおいては）、ひとりで校門間にいたときだったように受け取れる。

ぼくなら（多分）やらないだろうことについてあれこれ言うのははばかられるが、これもひとつの感想として記しておく。

**◆心に残ったこと**

根津さんの記録で特に心に残ったことがある。

ひとつは本書冒頭でご自分の父について語っているところ（「『良妻賢母』から教員へ」）。父親が侵略戦争に加担したのではと疑い、問い詰める。結果として消極的な反戦意識の持ち主だったらしいと思うに至る。これもぼくならあえて聞かないだろうし、げんに自分の父親にそのことを聞いた覚えはない（が、今となっては話を聞かなかったことは少し残念であったとの思いもある）。

もうひとつは自分の息子、娘に不利益が及ぶことを恐れ、不起立をやめようかとしたときに、根津さんは逆に子どもたちから励まされる（「2004 年度　立川２中卒業式では」）。

多くの人は反対だろう。そのことを言い訳にして不起立という抵抗を回避（正当化）しようとする。子どものためではない。本当は自分のためである。自らを偽っているに過ぎない。

同じ項で、根津さんは、職務命令違反を都教委に報告・処分しようとする校長に対してさえ気遣い、君が代の途中まで起立するという自己の信念を曲げる寸前までの行動を選択したことを明らかにしている（前掲「（銃の）引き金をひかなくてよかった」）。処分される者が処分する者に気を遣う、誰にでもできることではない。

終盤は書きつけのようなまとまりのない文章になってしまった。しかし自分のことを振り返るよいきっかけにもなった。

日の丸・君が代体験は誰でも、どのような立場であれ、いちどは通過したことがある、もしくは通過するだろう問題だ。それを意識化するかしないかは別としても。もしそのような機会があれば、本書を手に取って自らと引き比べて省察していただきたい。本書には、まさに現場からの生の声が詰まっている。

## 住民訴訟

「通信 NO.36」で住民監査請求について報告し、同「NO.37」で同請求について詳述した。続く同「NO.38」ではその発端となった裁判との関連も含め、監査委員会の結論なるものも批判的に紹介し、住民訴訟に持ち込む可能性について報告した。本号ではその住民訴訟の内容を詳しくご紹介する。

はじめに訴状を掲載する（冒頭部分の連絡先と附属書類については省略してある）。

訴状

2024 年 1 月 22 日
東京地方裁判所民事部　御中

原告　榎本 清　印
被告　東大和市
同代表 東大和市長 和地仁美

損害賠償請求行為請求事件（住民訴訟）
訟物の価額　1,188,000 円
貼用印紙額　13,000 円

第１　請求の趣旨

１　被告は損害賠償請求事件（事件番号 令和 2 年（ワ）第 2710 号、及び令和 4 年（ネ）2972 号）の被告代理人たる橋本勇弁護士に対し 1,188,000 円、及びこれに対する損害賠償金支払いまでの年５分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

２　被告は判決後速やかに「東やまと市報」に判決の主文と、東大和市民に対する謝罪文を掲載するとともに、再発防止の観点から適正な処分、目に見える具体策を講ぜよ。

３　訴訟費用は被告の負担とする。

第２　請求の原因

1　当事者

（1）原告は肩書地に居住する東大和市の住民である。
（2）被告は東大和市長の地位にあるものである。

２　本件財務処理の違法性

本件は、東大和市を被告とした損害賠償請求訴訟（東京地方裁判所立川支部「令和 2 年（ワ）第 2710 号」）に係る控訴審（東京高等裁判所令和 4 年（ネ）第 2972 号）の報酬金として橋本弁護士から同市に 2022 年 11 月 21 日付の請求があり、東大和市が同訴訟事務委託の成功報酬として 2023 年 1 月 6 日付で支払いに応じたものである。

しかし、前記訴訟の確定判決が通知されたのは 2023 年 8 月 4 日（最高裁判所第二小法廷 令和 5 年（オ）第 418 号・令和 5 年（受）第 519 号）である。すなわち 2023 年 1 月 6 日時点では損害賠償訴訟は確定しておらず、代理人弁護士に成功報酬を支払うことは違法な公金支出にあたる。

東大和市は 1,188,000 円及び 2023 年 1 月 6 日以降得るべきであった利子分について損害を受けた。よって、同市は橋本弁護士に支払った 1,188,000 円の返還と、2023 年 1 月 6 日から返還済みまで年５分の割合による金員を同弁護士に対し支払請求する義務を負う。

なお、東大和市長は違法な支払いの事実について市民に公表、謝罪するとともに、改めて再発防止の観点から適正な処分、目に見える具体策を講じなければならない。

３　監査請求結果

東大和市監査委員による本件監査請求結果は以下のごとくであった。すなわち、東大和市長が東京平河法律事務所所属橋本弁護士と 2022 年 7 月 4 日に交わした委託契約書が東京高等裁判所令和 4 年(ネ)第 2972 号損害賠償請求控訴事件に係る事案であり、契約期間は契約締結日から控訴審が終了する日までとなっていることから、また、東大和市は最高裁判所への上告に際しては同弁護士との委託契約は行っていないことから本財務処理を適法とし、本件監査請求を棄却した。

しかしながら、最高裁の判断が示されるまでは本損害賠償訴訟は終結しておらず、確定判決のない 2023 年 1 月 6 日時点での成功報酬としての公金支出が違法であることに変わりはない。むしろ 7 月 4 日に両者間で締結された契約書、及び後日（現時点では期日不明）締結された成功報酬に関する協議書（後日「写し」提出予定）の内容そのものが違法とされねばならない。

証拠方法
１　甲１号証　甲１号証　2022（令和 4）年 11 月 21 日　弁護士 橋本勇報酬金請求書（写し）
２　甲２号証　2023（令和 5）年１月６日　東大和市総務部文書課支出命令票（写し）
３　甲３号証　2023（令和 5）年８月４日　最高裁判所第二小法廷「調書（決定）」（写し）

訴状を提出した原告の主張は次のようになる。

東大和市と橋本弁護士は 2023 年 11 月 21 日に陳情裁判（東京高等裁判所令和 4 年（ネ）第 2972 号）に係る委託契約協議書を締結し、報酬金（以下「成功報酬」と記載する）として 1,188,000 円を東大和市が支払うことを確認しており、かつ当日、橋本弁護士は東大和市に対し同額の支払い請求書を提示、さらに当日東大和市は支払命令票を起票、決定している（訴訟事務処理において、このような請求・支払命令起票•決定が同日であることが日常的に見られるのである）。翌年 2023 年 1 月 6 日に東大和市は橋本弁護士に成功報酬として同額を支払っている。

東大和市の「陳情裁判」における
弁護士費用請求支出等一覧はこちら

ところが、陳情裁判の確定判決は 2023 年 8 月 4 日（最高裁の調書決定日）である。すなわち、東大和市が橋本弁護士に成功報酬を支払った時点では、本裁判の最終的結果、被告・東大和市側が勝訴するか、原告が勝訴するかは誰にも分からない。そのような段階で東大和市が橋本弁護士に成功報酬を支払うことは違法である。

東大和市は違法な支払い請求に対し違法な公金支出をしたのであるから、橋本弁護士に対し成功報酬 1,188,000 円を返還請求すべきであるし、返還までの年 5 分の利子分を請求すべきであると原告は主張している。

すでに示された監査結果では、監査委員は次のように判断を示していた。

①委託契約は陳情裁判の控訴審に係るものであり、期間も控訴審終了までとなっている。②最高裁への上告に関しては委託契約を結んでいない。③東大和市会計事務規則第 4 条に基づき会計処理が行われている。

また「2　監査対象部署の説明」として東大和市総務部文書課は上記①の他に民法第 643 条（委任）の規定に基づく契約であり、その内容は自由に決められるとしている。

したがって、本契約は違法ではないと結論付けている。

はたして司法はどのように判断するのだろうか。ぜひ東京地裁（霞ヶ関本庁）に傍聴においでいただきたい。

## イスラエルと日本

昨年末に慢性心不全で入院してから特に体調に関して慎重になり、（乗り換えで歩くことが苦痛なため）公共交通手段を利用しての移動を避けていた。なかでも都心への移動はなるべくしないようにしていた。そんな日常にあって、めずらしく 2 日続けて（ひとつは都心での）集会に参加した。

1 日目は、「イスラエル軍元兵士が語る非戦論」ダニー・ネフセタイさんの講演会だった。日本人の妻とともに家具職人として 1988 年から秩父に住み、反原発、反戦活動にも取り組むイスラエル人である。

これまで、ジャーナリストや中東研究者がパレスチナ問題をテーマにした著書や講演には何回も接してきたが、

イスラエル人から見たパレスチナ問題を聞くのは初めてだった。しかも日本において、一般の日本人以上に反原発、反戦活動に関わっているのだからこれを聞かない手はない。

ダニーさんはこれまでに2冊の、反戦を主題としたイスラエル（パレスチナ問題）に関する本を出している。『国のために死ぬのはすばらしい?』（高文研）と『イスラエル軍元兵士が語る非戦論 』（集英社新書）である。祖国イスラエルの親戚や友人たちとの軋轢をもちつつも、自らの非戦の志を曲げることなく声を上げ続けているダニーさんの姿は、日本に住むものとして見習うべき多くのことがある。

講演会での質問で、ぼくが気軽に口にした「イスラエルに対する批判」という言葉に対し、ダニーさんは「わたしが批判しているのは戦争であってイスラエルという国家ではない」と訂正された。国籍、祖国に関してダニーさんの置かれている厳しい現実をみればその発言は理解できる。

2月12日の東京新聞に右のような記事が載っていた。ぼくはそれを承知で以下のようなメッセージをダニーさんのSMSに送った(以下、全体の一部分)。

新聞　2024年（令和6年）2月12日（月曜日）　11版　特報　20

特報部　FAX 03(3595)6911　Eメール tokuho@chunichi.co.jp

元イスラエル兵 非戦訴え国内外から非難

ガザ侵攻批判「ご法度」なぜ?

元イスラエル兵で、現在は埼玉県皆野町に暮らす木工職人のダニー・ネフセタイさん(67)は母国のガザ侵攻に心を痛め、書籍やSNSなどで非戦を訴えてきたが、その姿勢は時に強く難詰される。他国を見渡しても、イスラエルへの批判自体がご法度とされ、意見の表明すら難しい事態が生じている。どう考えるべきか。（西田直晃）

「母国の人に『あなたの主張はイスラエルの恥だ』と言われる。論理が通じなくなっている」

今年に入り、日本国内の講演ですでに20回超、ガザ情勢への見解を伝えてきたダニーさんは嘆く。非戦への賛意もあるが、自身のSNSに「ハマスの肩を持つのか」「理想論だ」などと国内外から批判が届くようになった。

高校卒業後、イスラエル空軍に3年間所属し、退役後の来日をきっかけに日本人女性と結婚。2008年のガザ紛争を機に非戦を訴え始めたが、「今回はイスラエル国内の世論が以前よりも強硬だ。『私たちこそ被害者』という思いをずっと抱いている」と述べる。

昨年10月上旬、戦端がイスラム組織ハマスの襲撃によって開かれ、イスラエル側に約1200人の犠牲者が出たのが大きいという。

自身に向けられる非難の声に「私が批判しているのは母国ではなく、戦争だ。『殺されたから、パレスチナ人を殺していい』というのは違う」とダニーさん。軍隊経験から「私も当時、国のために戦う自分が正しいと思っていた。そんな教育を受けていた。時間がたてば誤りに気付く」とも。「イスラエル国内で非戦を唱えるのは難しい。日本にいる私だからこそ、理想論でも伝えていきたい」

「非戦」の声を上げる重要性を語るダニー・ネフセタイさん＝埼玉県皆野町で

ガザ侵攻への批判がはばかられる空気は欧米諸国でも顕著だ。今年1月には、大学内の反ユダヤ主義の高まりを容認したとして、米ハーバード大の学長が辞任を余儀なくされた。欧州各国では昨年来、親パレスチナの反戦デモを規制する動きが目立った。

この空気の背景には何があるのか。近代西洋史に詳しい原田雅樹・関西学院大教授（自然哲学）は「ナチスのホロコースト（ユダヤ人大量虐殺）という第2次世界大戦の負の歴史。この呪縛が欧米諸国、特にドイツでは非常に強く、ユダヤ人国家のイスラエルに何も言えない」と説明する。

「1960年以降にイスラエルが軍事力を強化し、『われわれはホロコーストの歴史的犠牲者である』という国家理念が形成されていった。80年代末に反イスラエル闘争が始まると、パレスチナ人は『新しいナチス』と言われるようになった」とも解説する。

ナチスは600万人のユダヤ人を殺害し、難を逃れた人々はイスラエルの建国に携わった。しかし、その過程では、70万人のパレスチナ人が難民として追いやられたナクバ（アラビア語で大惨事）も起きている。

第2次大戦の「呪縛」／虐殺は「正当化できず」

「ホロコーストとナクバの歴史は同列に語られるべきだ。イスラエル側は『対テロ戦争』とし、反対意見はすべて『反ユダヤ主義』だと退けている。悲劇の歴史を政治利用してはいけない」と原田さん。前出のダニーさんも「ホロコーストの教訓をゆがめ、国民を守るという名目で虐殺を正当化している。本当の教訓は人権や平和の尊さだと理解するべきだ」と訴える。

イスラエルが掲げるハマス壊滅への道筋は見えず、終息の気配が見えないガザでの戦闘。国際司法裁判所（ICJ）は先月、イスラエルにジェノサイド（民族大量虐殺）を防ぐ措置を取るように命じた。

原田さんは訴える。「国際社会は執拗に、決然とした態度でジェノサイドをやめろと言い続けるべきだ」

ニュースの追跡

「ダニーさんのなさっていることに共感と敬意を覚えつつも、さらに誤解を恐れずに言えば、『批判』であってもいいのではないかとぼくは思っています。批判は全否定とは異なるという考えからです。」

翌日は歴教協（歴史教育協議会）主催の「「建国記念の日」反対　2024年2･11集会」に参加した。副題として「歴史に学び軍拡・改憲を許さず　平和な世界と日本へ」とある。

大軍拡を推し進め、沖縄をミサイル基地化し、中国・朝鮮を敵視する危険な政治的状況に対し何もしないではいられず、また、いつでも気軽に気軽に都心に出られるような体力的状況ではなく、これが最後になるかもしれないという思いもあった。

集会では前日と同様パレスチナ問題が取り上げられた。室蘭工業大学教授の清末愛砂さんが「国際法違反のガザ封鎖の解除と占領の終結を求めて」というテーマで講演、続いて改憲問題対策法律家６団体連絡会事務局長である弁護士の大江京子さんによる「憲法審査会の現状と任期延長改憲の危険性」というテーマの講演が行われた（他に沖縄の高校生によるリレートークや国立大学法人化法改訂についての問題提起もあったが割愛する）。

パレスチナ問題について、オスロ合意との関連を清末さんに質問したところ、清末さんからは、現在の悲惨な事態はそもそもオスロ合意の下で起きているのであるという回答をいただいた。ご指摘は納得できるものであり、自身の認識不足を恥じねばならない。

パレスチナ人（パレスチナに住むアラブ系住民）がイスラエル建国によって住みなれた土地を奪われた「ナクバ（破局）」が（背景に国際関係や経済的利権、宗教問題があるにせよ）今日的な事態の根底にあることを見なければならないだろう。ぼくは前日、ダニーさんにイスラエルの入植地拡大と日本の満蒙開拓についての異同について質問したが、「入植地拡大」ではなく「イスラエル建国」とすべきだったのかもしれない。

憲法問題については「憲法審査会」での討議は論理的には優勢だが、物量的（改憲派多数の現状）で危険な状況にあり、衆議院議員の任期延長改憲条項案を多数派がまとめようとしているとして大江さんは強い危機感を訴えていた。

昨年 12 月の衆議院憲法審査会では、緊急事態での国会議員の任期延長をめぐって自民党が憲法改正の条文案の起草作業を行う機関を設置するよう提案している。

ここでは詳しく書く余裕もないが、大江さんが事務局長になっている「6 団体連絡会」では『「国会議員の任期延長改憲」その危険な本質』というパンフを 200 円で発行している。内容及び入手方法は右の QR コードから見られるのでご覧いただきたい。

『「国会議員の任期延長改憲」その危険な本質』

**【後記】**旧約聖書をもとに建国を正当化するイスラエル、神話を利用して「建国記念日」を制定した日本、いずれも 2000 年以上前のことでその根拠も希薄というべきだろう。まして、もともと住んでいた人びとを暴力・権力や経済的計略によって追い払い、「入植」や「開拓」を旗印にしてパレスチナ人やアイヌ民族、朝鮮・中国から土地を奪って来たふたつの国家、その「建国神話」を想うとき、むしろ国家そのものの虚構性、国家とよばれるものが「共同幻想」でもあることが見えてくる。 // **「中核？革マル？」**、主語が「あたなたは」であったり「これは」であったりの違いはあるが、署名を集めていていると時々述語としてこう言われることがある。それも革新や民主を自認する人たちから。ぼくはそんな時こう言い返す。「ぼくは違うけれど、署名の内容でなくてこれを集めている人たちやグループで署名するかしないを決めるんですか。もし不信なら書いていただかなくてもいいですよ」と。ぼくの姿勢はこれに尽きる。辺野古新基地建設反対や大軍拡反対の内容であれば、たとえそれを集めている主体が自民党であれ統一教会であれ、署名する。あり得ない想定だが、もしいたとしたら、「やっていることが矛盾しませんか？」くらいのことは言うかもしれないが、書く。/ ぼくから署名を求められた人は、自分で判断できないと同じグループの仲間に判断を仰ぐことになる。根拠も薄弱な、いわゆる「過激派」とよばれる集団に対し漠然とした警戒心を持っているに過ぎないのだ。それでいて自らのよって立つ組織に対し省察をすることはない。こういう人たちに限って、差別反対、人権尊重、多様性や少数意見の尊重、異文化との共存などと平然と口にする。/ 国家、政治団体、党派の別なく、どの集団でも誤りは犯す。誤謬のない組織など存在しない。大事なのは、その組織で内部批判が当然のこととして行われうるのかということだ。それが組織の健全性の尺度になる。そしてもし誤りを犯した場合には、真摯にそれを認め、自己批判と謝罪を公然と行えるかである。

「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。